

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
(1)ナカバヤシ株式会社	大阪府大阪市中央区北浜東1-20	
(2)トッパン・フォームズ株式会社	東京都港区東新橋1-7-3	
(3)東洋印刷株式会社	京都府京都市伏見区中島中道町133	
(4)株式会社 タナカ	茨城県土浦市藤沢3495-1	

2. 指名停止措置期間

上記(1)の者 令和4年3月17日～令和4年6月16日 (3か月)

上記(2)から(4)の者 令和4年3月17日～令和4年9月16日 (6か月)

(※入札参加資格を有しない別添名簿の22者は指名停止の対象ではないが、今後、有資格者となった場合、名簿の該当期間の指名停止措置を行う。)

3. 指名停止措置の適用範囲 物品購入

4. 事実概要

日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札に対し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和4年3月3日付け、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」(平成11年3月31日告示第22号。

以下、「指名停止等措置要綱」という。)第2条第1項及び別表第2第6項に該当。

なお、(1)ナカバヤシ株式会社は、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止等措置要綱第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

〈指名停止等措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
別表第2 (独占禁止法違反行為) 6 有資格者が、その業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 第4条第3項 (指名停止の期間の特例) 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、(中略)、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	当該認定をした日から 6月以上12月以内

問 い 合 わ せ 先

土浦市総務部管財課契約検査係 土浦市大和町9番1号 電話 029-826-1111 (内線) 2226, 2227

番号	業者名	住所	該当期間
1	共同印刷株式会社	東京都文京区小石川四丁目14番12号	令和4年3月17日から 令和4年6月16日まで (3か月)
2	株式会社アイネット	横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号	令和4年3月17日から 令和4年6月16日まで (3か月)
3	東洋紙業株式会社	大阪市浪速区芦原一丁目3番18号	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
4	株式会社ビー・プロ	仙台市若林区六丁の目西町4番1号	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
5	株式会社谷口製作所	茨城県つくば市谷田部4354番地	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
6	株式会社ディーエムエス	東京都千代田区神田小川町一丁目11番地	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
7	小林クリエイト株式会社	愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
8	光ビジネスフォーム株式会社	東京都八王子市東浅川町553番地	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
9	株式会社イセトー	京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
10	株式会社TLP	東京都板橋区板橋一丁目53番2号	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
11	カワセコンピュータサプライ株式会社	大阪市中央区今橋二丁目4番10号EDGE淀屋橋	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
12	株式会社恵和ビジネス	札幌市中央区南二条西十二丁目324番地1	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
13	株式会社ディーソル	東京都中央区日本橋人形町一丁目8番4号	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
14	株式会社アテナ	東京都江戸川区臨海町五丁目2番2号	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
15	日本電算機用品株式会社	東京都大田区蒲田四丁目21番14号	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
16	エースビジネスフォーム株式会社	東京都江東区潮見二丁目4番8号	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
17	株式会社高速	埼玉県川越市芳野台一丁目103番地の7	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
18	塚田印刷株式会社	兵庫県西宮市津門稲荷町11番12号	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
19	株式会社エム・エフ・テック	新潟県南魚沼市津久野1112番地14	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
20	株式会社田中印刷	京都市南区久世築山町452番地4	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
21	三条印刷株式会社	札幌市東区北十条東十三丁目14番地	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)
22	北越パッケージ株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号	令和4年3月17日から 令和4年9月16日まで (6か月)